平成２５年（フ）第２１号
宮城県大崎市古川南新町７番36号　ロフティリベルダーデＡ棟208号
債務者　阿部るみ子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
石川県白山市横江町891番地　フレグランスターボ101号室、従前の住所金沢市打木町東303番地15
債務者　中野美知代
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６３号
金沢市中村町31番32号　ライオンズマンション金沢犀川211号、従前の住所石川県野々市市押野５丁目205番地、従前々の住所金沢市高柳町５の24番地17
債務者　池川　慶洋
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
石川県野々市市若松町２番56号　アルモニー・グレイスⅢ102号室、従前の住所石川県石川郡野々市町本町６丁目10番38―５号
債務者　斎藤　明美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
山梨県甲斐市篠原712番地１　リヴィエールⅡ102号
債務者　平賀　優子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
山梨県中央市山之神133番地38
債務者　滝澤百合子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
長野県岡谷市川岸上４丁目11番32号
債務者　丸山　伸江（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第７号
静岡県下田市東本郷１丁目９番５号
債務者　石井　禎博
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２１１３号
名古屋市中区上前津２丁目10番20号　スカイタウン上前津1102号
債務者　千木良和子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７号
愛知県春日井市出川町８丁目23番地７　ミノタハイツⅢ207号
債務者　増田　　司
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５４号
愛知県春日井市弥生町２丁目166番地　ＲＮＥＡＴⅡ201号
債務者　早﨑　康弘
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９１号
名古屋市熱田区二番２丁目26番３―307号　二番荘
債務者　林　　洋司
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２８号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目422番地　ウッディハウスカニエ101号
債務者　岸本　史枝
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４５号
名古屋市北区玄馬町231番地　三重交通名古屋寮502号
債務者　西林　宏樹
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１５号
名古屋市瑞穂区彌富町字上山180番地の１　瑞郷ビルＡ棟205号
債務者　鬼頭　淑恵
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地514
債務者　興津美津子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７８５号
兵庫県西宮市甲東園３丁目１番４―403号
債務者　野原　武史
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係